

# インボイス制度導入説明会 及び個別相談会のご案内

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」そのものの保存が消費税の仕入税額控除の要件となります。

本年10月1日より適格請求書発行事業者への登録申請受付が開始されることから、本説明会では制度の仕組みをはじめ、適格請求書発行事業者への登録手続きや適格請求書への記載事項等について、詳しく説明いたします。なお、説明会終了後には個別相談会（要事前予約）も開催いたしますので、ご希望の方はぜひお申込み下さい。

【日 時】 令和3年9月17日（金）

①説明会 14:00～15:00

②個別相談会 15:00～16:00（先着優先・1事業所につき15分程度）

【会 場】 尾鷲商工会議所 3階 大ホール

【参加費】 無料

【講 師】 丸林克彦税理士事務所 所長 丸林 克彦 氏

【主 催】 尾鷲商工会議所（商業・水産部会、金融・庶業部会、研修委員会）

（一社）尾鷲法人会、紀州間税会、尾鷲青色申告会

【問合せ先】 尾鷲商工会議所 ☎0597-22-2611

※1 説明会へご参加される方は、下記申込書にご記入の上、当所までFAX 又はご持参下さい。

※2 個別相談会をご希望の方は、事務局にて時間調整を行い、追ってご連絡いたします。

インボイス制度導入説明会 参加申込書

尾鷲商工会議所 宛 FAX (0597-22-2682)

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 受講者名① | 受講者名②               |
| 事業所名  | 個別相談会<br>希望する・希望しない |
| TEL   | FAX                 |